

第2回個人住民税検討会の ための報告

2021年8月30日

石田和之（関西大学）

報告の概要

1. 均等割
 1. 税率水準
 2. 超過課税
2. 課税最低限と非課税限度額
3. 金融所得課税
4. 課税単位

1.1 均等割の税率水準について

個人住民税均等割の税率改正の推移

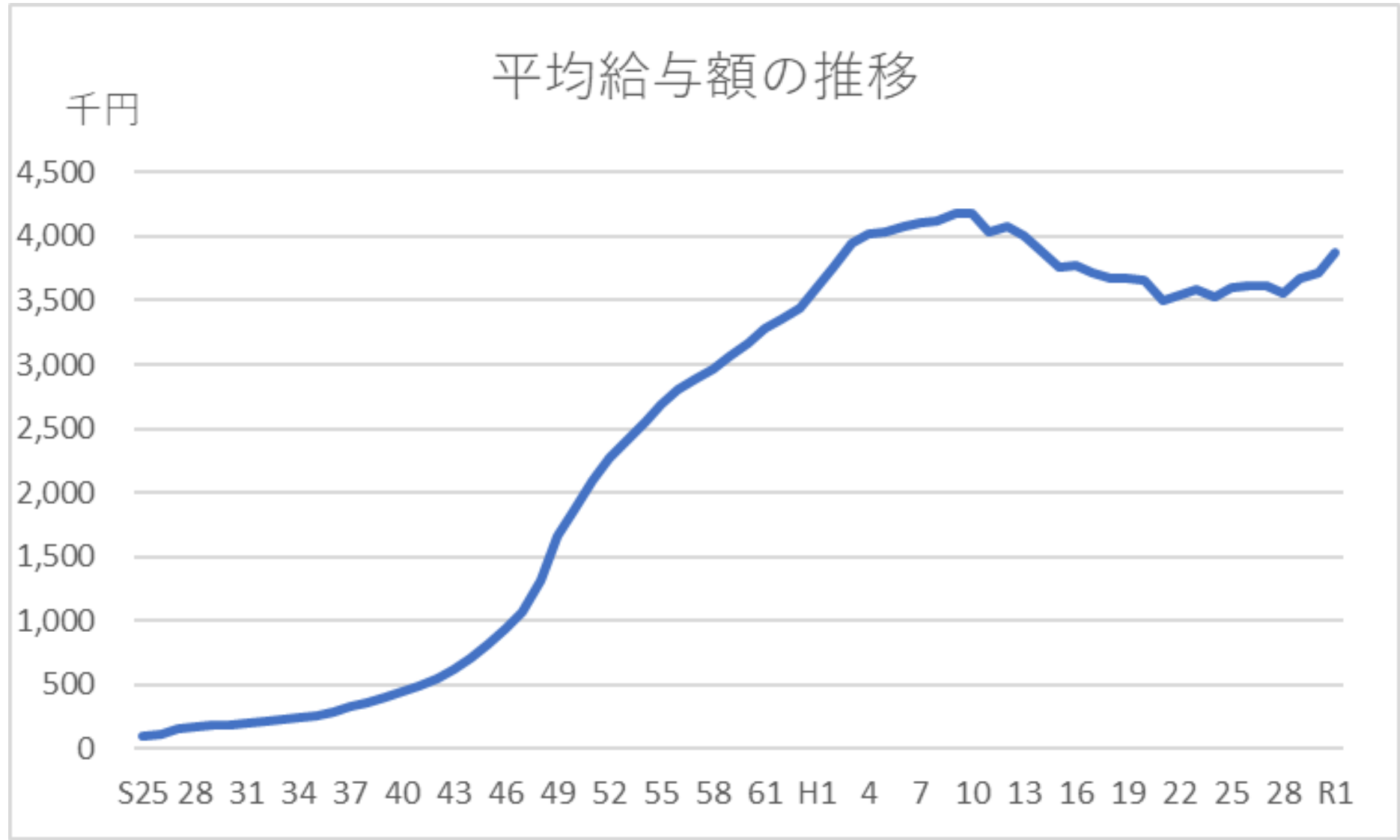
区 分		昭和25年度	昭和26年度	昭和29年度	昭和51年度	昭和55年度	昭和60年度	平成8年度	平成10年度	平成16年度 ～ 25年度	平成26年度～
市 町 村 民 税	標準税率 ①人口50万人以上の市	800円	700円	600円	1,700円	2,000円	2,500円	3,000円	3,000円		
	②人口5万人以上 50万人未満の市	600円	500円	400円	1,200円	1,500円	2,000円	2,500円	2,500円	3,000円	3,500円
	③その他の市及び 町村	400円	300円	200円	700円	1,000円	1,500円	2,000円	2,000円		
	制限税率 ①人口50万人以上の市	1,000円	900円	800円	2,200円	2,600円	3,200円	3,800円			
	②人口5万人以上 50万人未満の市	750円	650円	550円	1,600円	2,000円	2,600円	3,200円			
	③その他の市及び 町村	500円	400円	300円	1,000円	1,400円	2,000円	2,600円			
道府県民税 (標準税率)		—	—	100円	300円	500円	700円	1,000円	1,000円	1,000円	1,500円

(注1) 市町村民税の制限税率は平成10年度より廃止。

(注2) 復興財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの各年度の道府県民税及び市町村民税については、道府県民税均等割の標準税率は500円引き上げた1,500円と、市町村民税均等割の標準税率は500円引き上げた3,500円としている。

妥当な税率水準の検討の視点

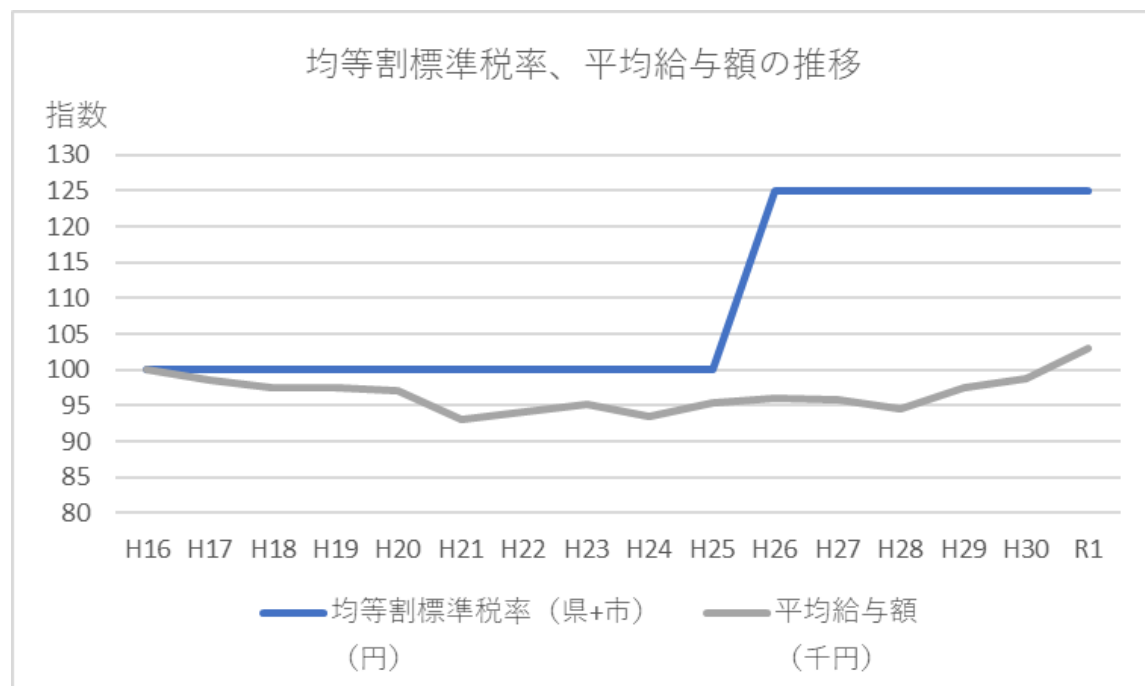
- 基準年をいつにするかによって、印象が（結論も）変わる
- 過去の税制改正が妥当なものであったとすれば、直近の改正時を基準にすることがもっとも望ましいのではないか。
 - 改正時には、それなりの検討をしているはず
 - 均等割の税率については、平成16年度の税率変更時を基準にするのがよいのではないか
 - 平成26年度の税率引き上げは、令和5年度までの期限で復興財源確保のために実施する暫定的なもの



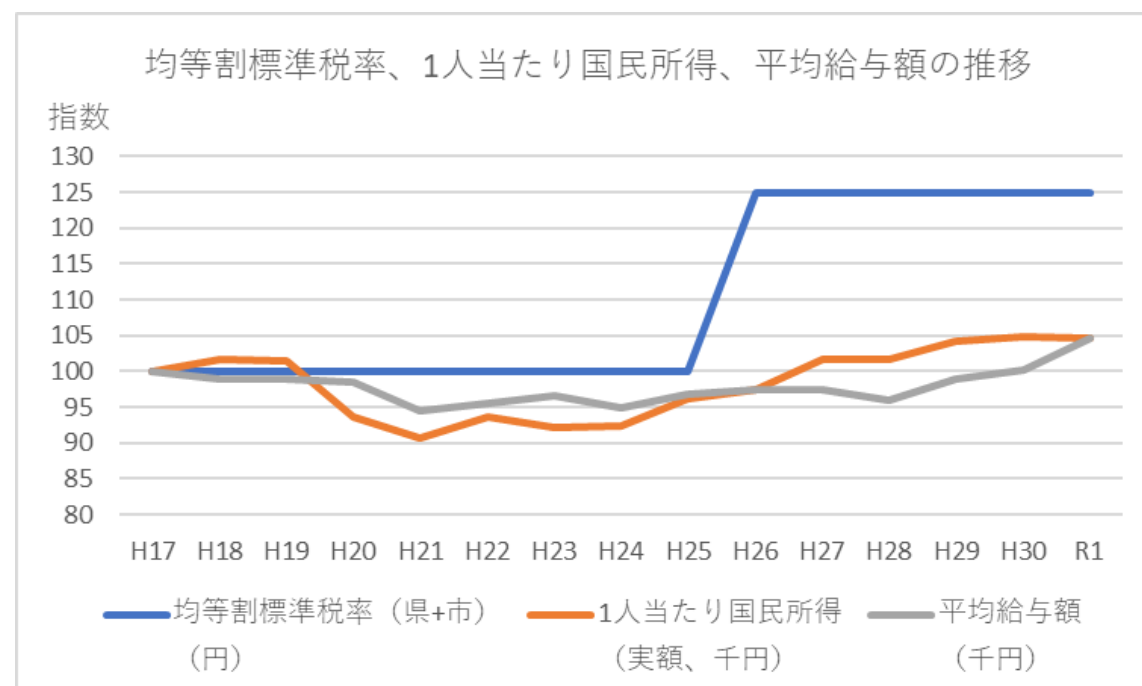
出所：国税庁「民間給与実態統計調査結果」より作成

均等割の税率水準について

(参考)



基準：平成16年 = 100



基準：平成17年 = 100

出所：標準税率は個人住民税検討会第1回資料、平均給与額は国税庁「民間給与実態統計調査結果」、1人当たり国民所得は内閣府資料より作成。

結論

- 近年は1人当たり国民所得も平均給与額も増えているが、上昇の程度はわずかである。
- 現在の標準税率の水準は、令和5年度までの期限付きであり、その後は、平成16年度の水準に戻る。
 - 令和6年度からは、1人当たり1,000円の税率で、森林環境税（国税）が始まる。
- 現在の税率を引き上げる環境にはないと考えられる。

1.2 均等割の超過課税について

個人の道府県民税に係る超過課税の実施状況及び検討状況

均等割

(令和2年4月1日現在の悉皆調査をベースに、その後の検討状況について報道等により把握したものを令和3年4月1日現在でとりまとめたもの)

税率	1,800円	1,900円	2,000円	2,100円	2,200円	2,300円	2,500円	2,700円	導入年度	備考
都道府県										
北海道										
青森県										
岩手県							○		18	
宮城県								○	23	
秋田県						○			20	
山形県							○		19	
福島県							○		18	
茨城県							○		20	
栃木県					○				20	
群馬県					○				26	
埼玉県										
千葉県										
東京都										
神奈川県	○								19	
新潟県										
富山県			○						19	
石川県			○						19	
福井県										
山梨県			○						24	
長野県			○						20	
岐阜県							○		24	
静岡県		○							18	
愛知県			○						21	
三重県							○		26	
滋賀県						○			18	

税率	1,800円	1,900円	2,000円	2,100円	2,200円	2,300円	2,500円	2,700円	導入年度	備考
都道府県										
京都府				○					28	
大阪府	○								28	
兵庫県						○			18	
奈良県			○						18	
和歌山県			○						19	
鳥取県			○						17	※1
島根県			○						17	
岡山県			○						16	
広島県			○						19	
山口県			○						17	
徳島県										
香川県										
愛媛県					○				17	※2
高知県			○						15	
福岡県			○						20	
佐賀県			○						20	
長崎県			○						19	
熊本県			○						17	
大分県			○						18	
宮崎県			○						18	
鹿児島県			○						17	
沖縄県										
団体数計	2	1	20	1	3	3	6	1	実施団体数 37	

※1 19年度課税までは税率1,300円、※2 21年度課税までは税率1,500円

(参考)個人の道府県民税均等割の標準税率は、年額1,500円。

※ 超過課税を実施中又は条例制定済のすべての団体における実施理由は「森林環境保全」や「水源環境の保全・再生」となっている。

※ 標準税率は、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保のため、平成26年度から令和5年度の間、年額500円引上げることとされており、全都道府県が条例制定済である。

所得割

実施中 1団体
 ・税率 4.025% 神奈川県(19年度)
 (指定都市に住所を有する場合は2.025%)

(参考)個人の道府県民税所得割の標準税率は、一律4%。

超過課税の現状

- 個人の道府県民税均等割において、多くの団体（37団体）で超過課税を実施している。
- これらは、すべて、森林環境保全や水源環境の保全・再生のための特定財源（いわゆる地方版の「森林環境税」）である。
- 地方税法では以下のように定めている。

第一条

五 標準税率 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。

第四条 道府県税は、普通税及び目的税とする。

2 道府県は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

一 道府県民税

検討の視点

1. 個人住民税均等割は、税収の使途に制限のない普通税である。これの超過課税において税収の使途を特定することは、個人住民税を普通税とする地方税法の趣旨に合致するだろうか。
 - たとえば、固定資産税の超過課税をして、これを都市計画事業の特定財源とすることは認められるだろうか。
 - 逆に、入湯税（目的税）の超過課税を実施して、これを一般財源とすることはどうか。
2. 地方版森林環境税の導入時とは異なり、現在では、国において森林環境税・森林環境譲与税が導入されており、一定の財源を付与されている。
 - 超過課税の理由（その財政上その他の必要があると認める場合）が、失われたといえないだろうか。

結論

- 現状の均等割超過課税方式による森林環境税は、次の2点から望ましくないので、期限到来をきっかけに廃止することを促す。
 - 道府県民税を普通税とする地方税法の趣旨に反する。
 - 現在では森林環境税（国）が地方への財源付与のために導入されており、当初の役割はなくなった。
- 地域の事情によって廃止できない（財源が必要）である場合は、均等割超過課税ではなく、新たに法定外目的税を創設すべき。

2. 課税最低限と非課税限度額

現状

世帯のタイプごとの課税最低限と非課税限度額の例

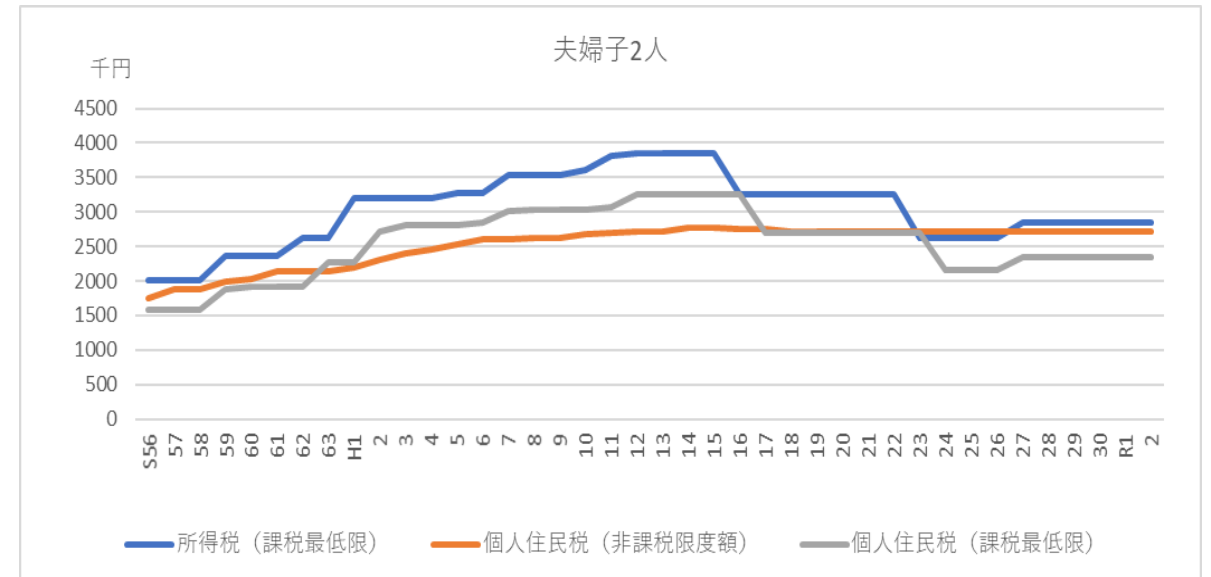
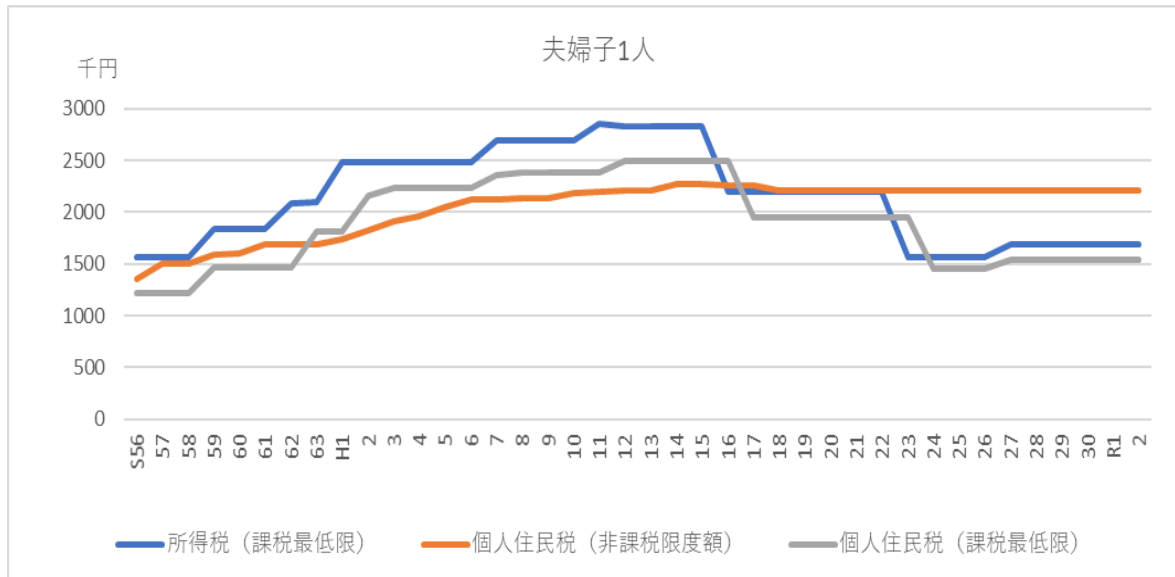
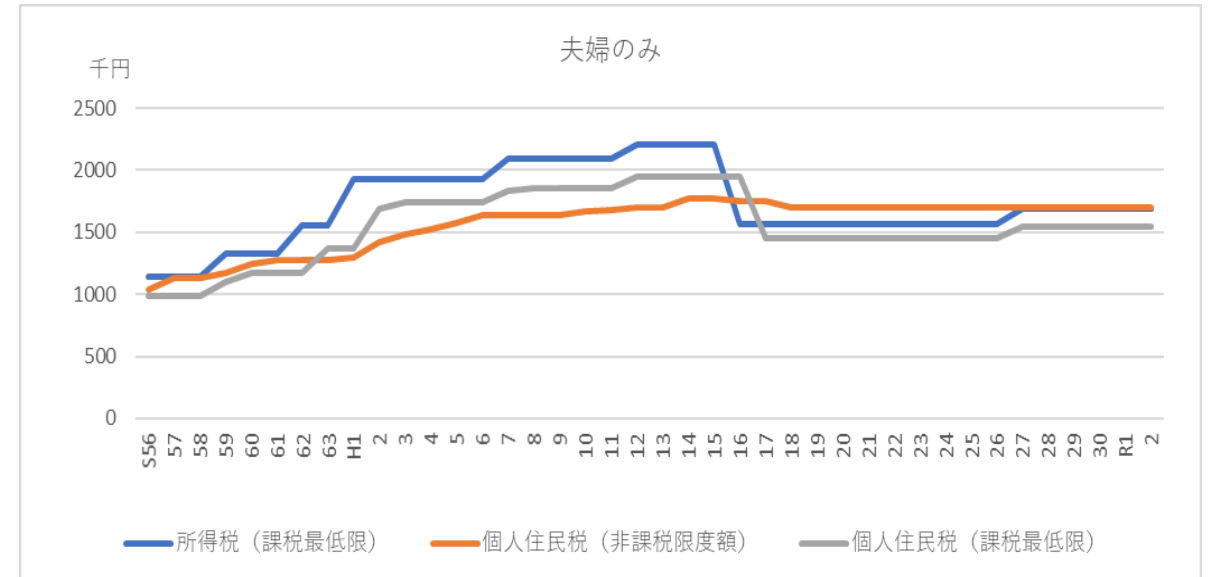
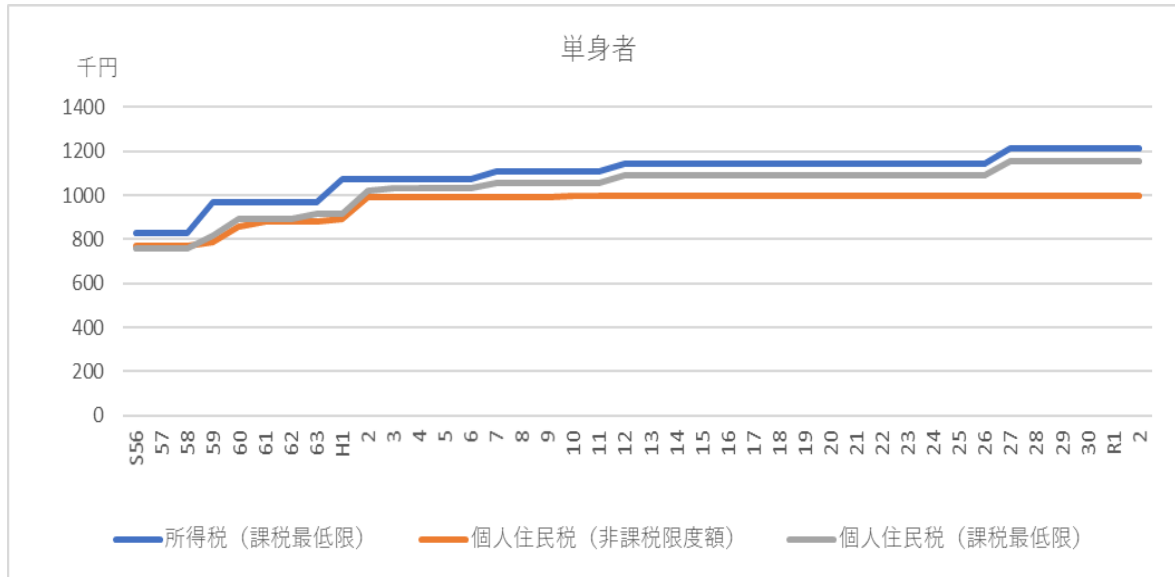
R2年					単位：千円
		単身者	夫婦のみ	夫婦子1人	夫婦子2人
所得税の課税最低限		1,211	1,688	1,688	2,854
個人住民税	非課税限度額	1,000	1,700	2,214	2,714
	課税最低限	1,152	1,541	1,541	2,345

注：夫婦子1人の場合の子供は中学生、夫婦子2人の場合の子供は1人が中学生で、1人が大学生として計算。

出所：財務総合政策研究所「財政金融統計月報」（817号）2020年5月号より

- 単身者 所得税の課税最低限 > 個人住民税の課税最低限 > 個人住民税の非課税限度額
- 夫婦のみ 個人住民税の非課税限度額 > 所得税の課税最低限 > 個人住民税の課税最低限
- 夫婦子1人 個人住民税の非課税限度額 > 所得税の課税最低限 > 個人住民税の課税最低限
- 夫婦子2人 所得税の課税最低限 > 個人住民税の非課税限度額 > 個人住民税の課税最低限

課税最低限・非課税限度額の推移



出所：財務総合政策研究所「財政金融統計月報」（817号）2020年5月号より作成

検討の視点

- 世帯のタイプによって、課税最低限と非課税限度額の関係が異なるのは望ましくない。
 - 課税最低限・非課税限度額の制度の趣旨は、世帯のタイプによって異なるわけではない
- 当初（昭和56年度）は、すべての世帯タイプで、所得税の課税最低限 > 個人住民税の非課税限度額 > 個人住民税の課税最低限であった。
 - 個人住民税で、非課税限度額が課税最低限を下回することは望ましくないのではないか。
 - 個人住民税の非課税限度額が所得税の課税最低限を上回るとはどのように理解したらよいのだろうか？

結論

- 個人住民税の非課税限度額を廃止して、課税最低限を以下のようにする。
 - 均等割の課税最低限 = 前年の生活扶助基準額
 - 所得割の課税最低限 = 前年の生活保護基準額
- この際、所得税の課税最低限 > 個人住民税の課税最低限の関係を維持することにこだわらない

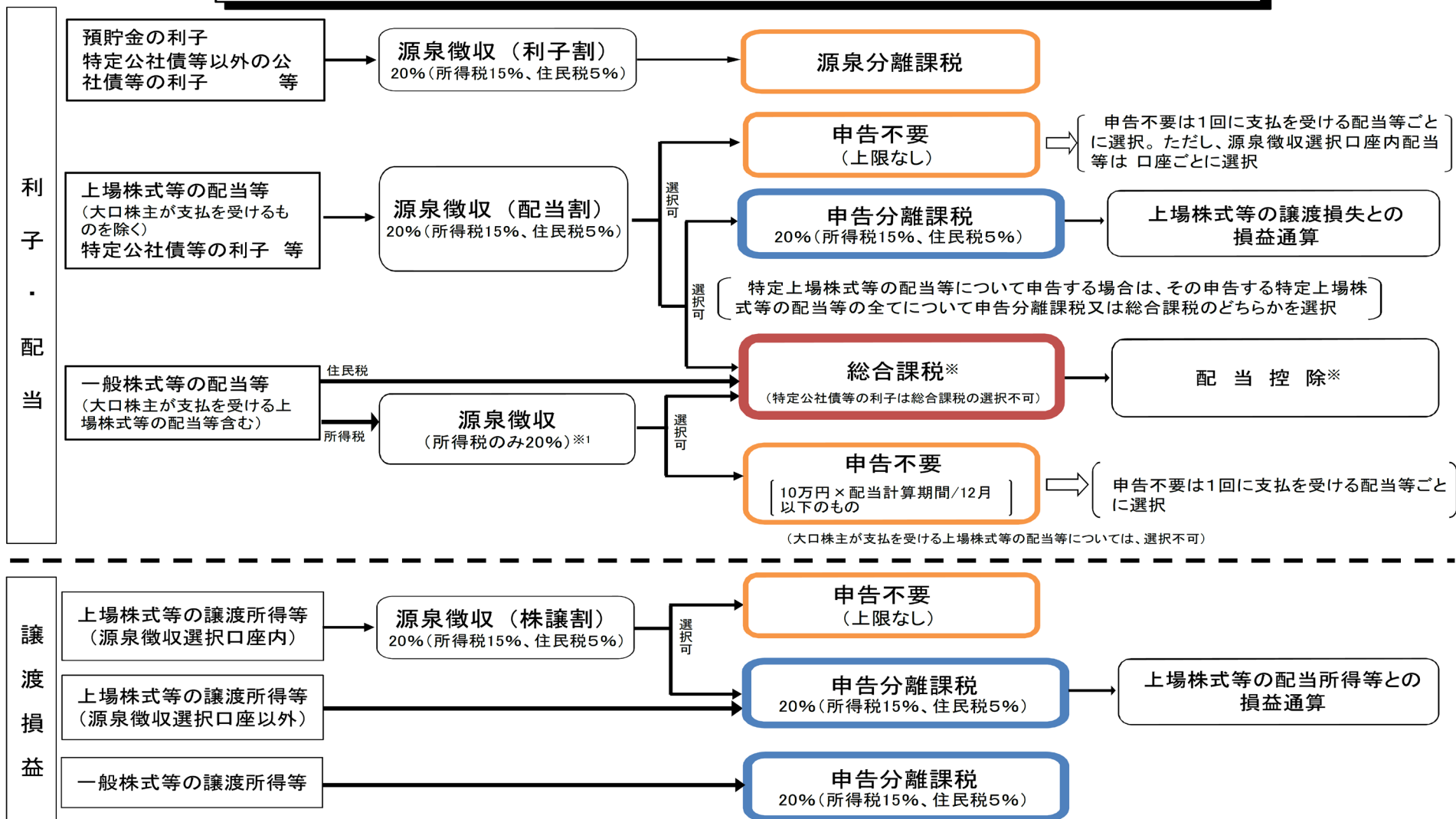
3. 金融所得課税の簡素化

住民税における金融所得課税の概要

	利子割	配当割	株式等譲渡所得割
課税団体	都道府県 (金融機関所在地課税)	都道府県 (住所地課税)	都道府県 (住所地課税)
課税団体を都道府県にする理由	制度を極力簡素化して特別徴収義務者の事務負担を増大させないため		
課税地の考え方	<p>金融機関所在地課税</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生的大量性等利子所得の特異性を踏まえつつ、金融機関等の事務負担を小さくするため極力簡素な制度とすべきであること 金融機関所在地課税としても住所地課税とした場合の納税義務者と大半が一致するものと考えられること 当該都道府県内の金融機関等を利用していることから、その地域で何らかの行動を行い行政サービスを享受していることが推測されるため、住民税の負担分任の性格に合致すると考えられること 	<p>住所所在地課税</p> <ul style="list-style-type: none"> 利子と比較して、配当は発生件数は少ないこと 株主名簿が存在し、法令に基づき適切に管理されているものと想定されることから、比較的性格に配当受取者の住所地を特定することができること 所得割における配当割額控除との整合性 	<p>住所所在地課税</p>

	利子割	配当割	株式等譲渡所得割
納税義務者	利子の支払いを受ける者	株式の配当等の支払を受ける者	株式の譲渡の対価等の支払を受ける者
徴収方法	特別徴収		
申告と分離等の関係	一律分離課税 (所得税が分離課税となると、支払調書が提出されないため、課税所得を把握できない)	申告なし：配当割 申告あり：所得割（総合課税）＋配当割控除（配当控除あり）または所得割（分離課税）＋配当割控除（配当控除なし）	申告なし：株式等譲渡所得割 申告あり：所得割（分離課税）＋株式等譲渡所得割控除
課税標準	利子等の額	配当等の額	譲渡所得等の額
税率	一定税率5% (事務費相当分1%を控除した後、5分の3を市町村交付金として交付)		
税率5%の考え方	所得割の税率におけるかつての最低水準5%（道府県民税2%、市町村民税3%）	上場株式等の譲渡所得等に係る所得割（分離課税）の基本税率5% 金融商品間の中立性の確保の観点 所得税の税率とのバランス	
交付金	利子割交付金	配当割交付金	株式等譲渡所得割交付金
市町村交付金の理由	基本的に都道府県及び市町村の共同の税源である		

課税方法(イメージ)

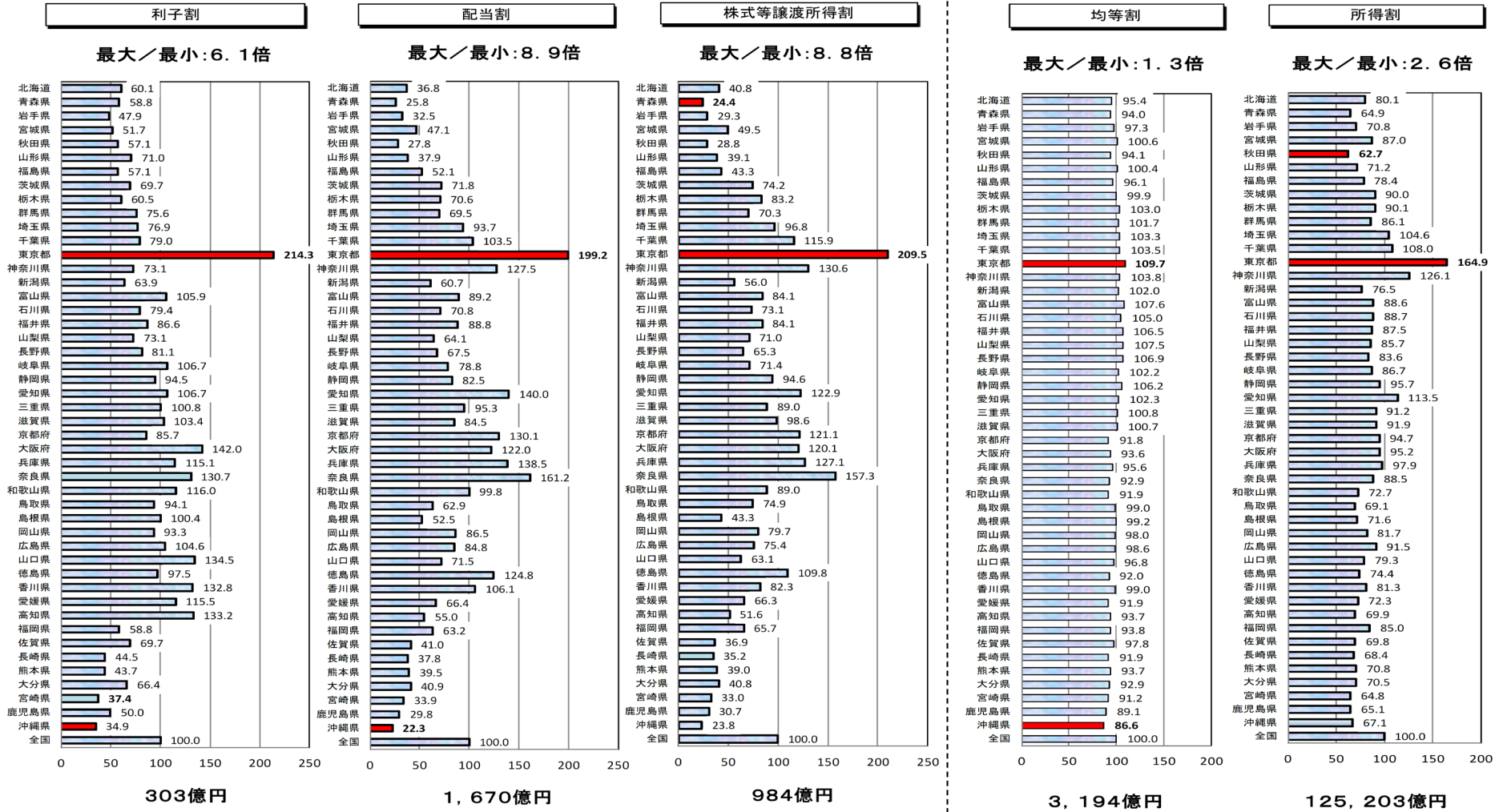


(注1)「大口株主が支払を受ける上場配当等」とは、株式等の保有割合が発行済株式又は出資の総数又は総額の3%以上である者が支払を受ける配当等をいう。

(注2) 特定上場株式等の配当等とは、①上場株式等の配当等又は利子等、②公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配、③特定投資法人の投資口の配当等をいう。

(※) 上場株式等以外の配当等(大口株主が支払を受ける上場株式等の配当等含む)について、所得税においては、源泉徴収(20%)され、その後申告することで総合課税の上、配当控除が適用される。一方、住民税においては、源泉徴収制度は設けられておらず、総合課税(10%)の上、配当控除が適用されることとなる。

個人住民税における人口一人当たりの税収額の指数(令和元年度決算額)



※上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。
 ※ 令和元年度の決算額をもとに作成

検討の視点

- 仕組みが複雑
 - この煩雑さは、市町村にとっても負担を増やす
- 地域間の税収格差が大きい
 - 地方法人二税の格差に近い水準
- 特別徴収義務者の事務負担への配慮から住所地課税が徹底されていない
- 国：地方 = 15：5という税率の割合は、国と地方の税源配分として、妥当か？
 - 地方分権の推進の観点からして、地方の取り分が1/3であるのは少ないのではないか。
 - 全体では、国税：地方税 = 6：4であることからすれば、国：地方 = 12：8くらいでよいのではないか？

結論

- 譲与税化する
 - 所得税とあわせて、国が徴収する（国に納税させる）
 - これによって、市町村、金融機関の事務負担を軽減する
 - 人口あるいは所得割税額を譲与基準として、都道府県、市町村に譲与
 - 税収のばらつきの解消
 - 簡素になる（たぶん）
 - そもそも所得税での仕組みが複雑であることは、所得税で何とかしてもらおう
- 併せて、地方の割合を引き上げる。
 - 譲与税化せずに地方の割合を引き上げると、税収格差が拡大する。

4. 課税単位

検討の視点

- 個人住民税だけでも世帯単位課税ができないか？
- 地方団体では、すでに多くの場面で世帯の所得を利用している（必要がある）
 - 生活保護、保育料、高等学校等就学支援金制度、高等学校授業料等減免制度、就学援助制度、公営住宅の入居・家賃など
- 世帯所得を基準として利用するのは、個人の所得ではなく、世帯の所得によって判断するのが公平であると考えられるから
- 同様に、地方団体が提供するサービスのための税負担も、世帯所得に応じた負担の仕組みが公平ではないか

世帯課税の効果

- 比例税率なので、世帯課税に変更しても、税負担額は変わらない
- 納税義務者が増える
 - 負担分任の考え方に合致する